議第23号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和７年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「3,463人」を「3,495人」に改め、同項第５号中「200人」を「215人」に改め、同項第６号の２中「３人」を「１人」に改め、同項第10号中「3,314人」を「3,302人」に、「544人」を「537人」に、「3,858人」を「3,839人」に改め、同号ア中「2,096人」を「2,079人」に、「346人」を「342人」に、「2,442人」を「2,421人」に改め、同号ウ中「1,179人」を「1,184人」に、「1,305人」を「1,310人」に改め、同号エ中「69人」を「66人」に改め、同項第11号中「8,874人」を「8,900人」に改める。

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。